

【記載例】

第1号様式（第3条関係）

【記載のポイント】

申請書等の日付は和暦で

令和7年6月2日

公益財団法人21あおもり産業総合支援センター理事長 殿

住 所 青森市新町二丁目4番1号

補助事業者 名 称 21あおもり株式会社

代表者職氏名 代表取締役 ○○ ○○ 印

【記載のポイント】

申請書等の日付は和暦で

AX企業成長推進補助事業申請書

【記載のポイント】

押印は、会社印ではなく「代表者印」

令和7年度において実施するAX企業成長推進補助事業について、補助金の交付を受けた
いので、交付要領に定める要件等の全てを了解した上で、下記1の書類を添えて提出します。

また、当社は「AX企業成長推進事業補助金」の交付を受ける者として、下記2のいずれ
の事項にも該当しません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社
が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 提出書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 暴力団の排除に関する誓約事項（第3号様式）
- (3) 会社の概要がわかる書類（会社概要、パンフレット等）
- (4) 定款の写し（個人事業主の場合は開業届）、法人の登記事項証明書
- (5) 直近3期分の決算報告書の写し、又は直近3期分の確定申告書の写し
- (6) その他センター理事長が必要と認める書類
 - ・創業前の者は、(1)、(2)及び(6)のほか、創業計画案を別途提出すること。
 - ・創業間もない事業者は、(5)の決算書は提出可能な分を提出すること。
 - ・AX企業成長推進事業補助金交付要領第2条第9項に規定する特別枠「(2) 賃金引上げ枠」で申請する場合は、別に定める根拠資料を添付すること。

2 補助金の交付を受ける者として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。以下同じ）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をい

う。)が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (5) 過去に補助金等の不正使用等事案がないこと。

第2号様式（第3条関係）

事業計画書

1 申請者の概要

(1) 申請者の名称	2 1 あおもり株式会社
(2) 代表者役職及び氏名	代表取締役 ○○ ○○
(3) 申請者の住所	(〒030-0801) 青森市新町二丁目4番1号 ○○ビル7階
(4) 補助事業窓口	
①事業担当者役職及び氏名	※ 実際に担当する方の役職名・氏名を記載
②所属部署	※ 担当部署を記載
③電話番号	※ 代表又は直通（直通が望ましい）
④電子メールアドレス	※ 直接やりとりされる方のアドレスを記載

2 会社等概要（記載内容に応じて行間を調整すること。）

①業種（日本標準産業分類の中分類及び小分類）
食品製造業

②決算月
令和7年3月

③設立年月（和暦）
平成○○年××月

④資本金
1,000万円

⑤従業員数
20人

⑥主な製品・サービス
○○○○、○○○○、○○○○

⑦事業内容

当社は平成○年に創業し、これまで○年に渡って食品製造業を営んできた。地元の農林水産物を活用した食品の製造、販売を行っており、主な商品は、○○○○、○○○○、○○○○となっている。

【会社の概要がわかる書類：会社案内、パンフレット等の資料を添付してください。】

⑧申請者の財務状況（直近３期分の実績を記載）		（単位：千円）	
	年 月 期	年 月 期	年 月 期
売上高			
営業利益			
経常利益	【決算書に従って記入】		
当期利益			
減価償却費			

⑨その他
特記事項がある場合記入

3 事業内容（記載内容に応じて行間を調整すること。）

（１）補助事業名（内容を表現する適切な名称を簡潔に記載すること。） 青森県産農林水産物を活用した機能性食品の開発事業 【事業内容が分かる事業名としてください。】									
（２）補助事業の対象者 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 10%; text-align: center;">○印</th> <th style="text-align: center;">補助事業者</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; color: red;">○</td> <td>ア 県内において創業する者又は県内に事業所を有する中小企業者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 県内のNPO法人、農事組合法人等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ウ 上記ア、イのいずれかと農林漁業者の連携体</td> </tr> </table>		○印	補助事業者	○	ア 県内において創業する者又は県内に事業所を有する中小企業者		イ 県内のNPO法人、農事組合法人等		ウ 上記ア、イのいずれかと農林漁業者の連携体
○印	補助事業者								
○	ア 県内において創業する者又は県内に事業所を有する中小企業者								
	イ 県内のNPO法人、農事組合法人等								
	ウ 上記ア、イのいずれかと農林漁業者の連携体								

(3) 補助事業の対象事業と補助率

本例では販売力・収益力強化コース（新事業開発枠）を対象としています。

① 販売力・収益力強化コース（新事業開発枠）

○印	補助事業	補助率
○	ア 販売力・収益力の強化を行うために必要なものであって、新商品・新技術・新サービスの開発を行う事業	1／2以内
	イ アのうち、重点推進分野枠（特別枠）に該当する事業。 以下の該当分野（ア）～（ケ）に○を付してください。	2／3以内
	○ ア 農林水産関連事業	
	イ ライフ関連事業	
	ロ GX関連事業	
	ハ DX関連事業	
	ニ 知的財産活用事業	
	ヒ 観光関連事業	
	ヘ 輸出関連事業	
	ホ 物流関連事業	
	ケ 若者定着・還流関連事業	
	ウ アのうち、賃金引上げ枠（特別枠）に該当する事業。	2／3以内

② 販売力・収益力強化コース（販路開拓枠）

②については、複数実施可能

○印	補助事業	補助率
	販売力・収益力の強化を行うために必要なものであって、販路開拓を行う事業（既存商品の販路開拓）	
	ア 県外展示会等出展事業	1／2以内
	イ WEB・デジタルコンテンツ活用事業	1／2以内
	ウ 商品力・取引力向上事業	1／2以内

③ 経営コスト削減コース

③については、ア～ウのうち、1つの取組を実施可能

○印	補助事業	補助率
	ア 業務プロセスの改善・効率化を行う事業	1／2以内
	イ 業務の共同化・事業連携を行う事業	2／3以内
	ウ 生産性向上に資する高効率な設備導入を行う事業	1／2以内
	エ ウのうち、県が承認した経営革新計画に基づいて事業	2／3以内

(4) 事業の目的

① 経緯（今回の補助事業申請に至った経緯を記載すること。）

- ・近年の消費動向は、低価格商品、高付加価値・高価格商品の売上が伸びる二極化傾向にあり、当社においてもこだわりの高価格商品の売上が増加傾向にある。
- ・また、近年の機能性食品の市場規模は〇〇億円であり、消費者の健康志向の高まりにより、今後も拡大傾向が続くと予想される。
- ・そのため、今回の補助事業において、地元の農林水産物を活用した新たな機能性食品を開発するものである。

【今回の補助事業の申請に至った経緯について、具体的ニーズ、市場規模、将来性、社会的背景を踏まえて分かりやすく記載してください（なるべく具体的な数値も記載してください）。】

② 目的（今回申請する補助事業の目的を記載すること。）

- ・地元の農林水産物である、△△△△、□□□□に多く含有される☆☆☆☆を活用した新たな機能性食品を開発し、売上向上を図ることを目的とする。
- ・また、本助成事業の成果は、地元の農林水産物消費の増加のみならず、青森県産品の「安心・安全」に加え、「健康」という新たなブランドイメージの構築につながるものである。

【補助事業に係る自社の目的のほか、業界や地域、消費者等への波及効果（商店街の空き店舗活用、まちづくり、環境等への貢献等）について記載してください。】

(5) 事業の目標（①～④のうち、目標として設定した項目に○印を付すこと
販売力・収益力強化コース（新事業開発枠）のいずれかを選択してください。

事業の目標	販売力・収益力 強化コース		経営コスト 削減コース
	新事業開発枠	販路開拓枠	
① 補助事業終了後の付加価値額又は一人当たりの付加価値額の伸び率が3%以上である。	○		
② 補助事業終了後1年以内に給与支給総額年率平均1.5%以上増加させる。			
③ 補助事業終了後、3年以内に事業化する。			
④ 自社で独自に目標を設定する場合（以下に具体的な内容を記載）			
⑤ 県が承認した「経営革新計画」に基			

づき付加価値を高める。

(説明)

- ①及び②は全コース共通、
 ③は販売力・収益力強化コース（新事業開発枠）のみ。
 ④は販売力・収益力強化コース（販路開拓枠）のみ。
 ⑤は経営コスト削減コースのうち、生産性向上に資する高効率な設備導入を行う事業のみ。

【記載のポイント】

基準年度は、申請者の直近会計年度における決算書からの転記。

(単位:千円)

項 目	基準年度※ ¹	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
売上高 【a】	100,000	102,000	104,000	106,000
経費 【b】	95,000	95,500	96,000	96,500
営業利益 【c = a - b】	5,000	6,500	8,000	9,500
経費のうち人件費 【d】	65,000	66,000	67,000	68,000
〃 減価償却費 【e】	5,000	5,000	5,000	5,000
付加価値額 【f = c + d + e】	75,000	77,500	80,000	82,500
伸び率 (%)		3.3	6.6	10
全従業員数 【g】	20	21	21	21
一人当たり付加価値額 【f ÷ g】	3,750	3,690	3,809	3,928
伸び率 (%)		△1.6	1.5	4.7
給与支給総額	45,500	46,200	46,900	47,600
伸び率 (%)		△1.5	3.0	4.6
事業場内最低賃金 (円)	822	822	832	834
地域別、特定（産業別）最低賃金 (円) ※ ²				
地域別、特定（産業別）最低賃金に該当する従業員数 (h)	5			
(h) の割合 (h ÷ g) × 100	25			

【記載のポイント】

給与支給総額とは、全従業員（非常勤を含む）及び役員に支払った給与等をいいます。給料、賃金、賞与及び役員報酬等は含み、福利厚生費、法廷福利費や退職金は除きます。

※¹ 基準年度は、申請段階での直近実績とする。

※² 地域別、特定（産業別）最低賃金は、該当する高い方の賃金を記載すること。

備考（算出根拠を記載）

(6) 事業内容

① 事業の内容

- ・青森県産品の△△△△、□□□□に含まれる☆☆☆☆の栄養成分の研究、分析
- ・☆☆☆☆を用いた機能性食品の開発

【本申請書で言う「事業」とは、補助金を活用して行う取組を指します。】

② 事業の新規性、特徴

- ・青森県産品の△△△△、□□□□は、疲労回復、滋養強壮、病気の予防等に効果があると言われており、生食用、加工食品として販売されているが、機能性食品として販売されている例はない。
- ・△△△△、□□□□に含まれる☆☆☆☆の栄養成分の研究、分析により、詳細なエビデンスが得られ、これまで以上の付加価値向上が期待できる。

【既存製品・サービスとの違いなどを、新規性・独創性等の観点から記載してください。】

③ 本事業における自社事業の位置づけ、将来展望

- ・当社では、自社製品を県内量販店、小売店に卸すほか、インターネット販売も行っている。
- ・補助事業終了後は、既存商品とともに、高付加価値商品として県外向けの販売を強化し、当社中核商品として展開する予定でいる。なお、販売強化については、(公社)青森県物産振興協会のアンテナショップなどを活用するほか、大手百貨店へのアプローチを行うことにより、購買意欲の旺盛なシニア層をターゲットとして商品価値を高めていく。

【ターゲットとする市場とその規模、動向とともに、どのように販売していく予定なのかを記載してください。】

(7) 実施場所及び具体的な実施方法

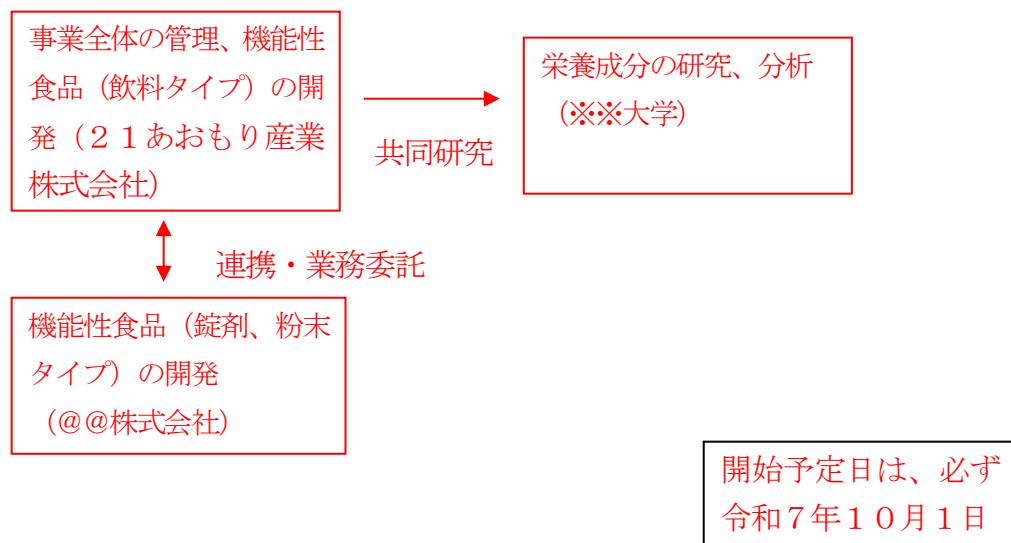
ア 青森県産品の△△△△、□□□□に含まれる☆☆☆☆の栄養成分の研究、分析※※大学に対し、△△△△、□□□□及び開発した機能性食品の栄養成分の研究、分析を依頼する。

イ ☆☆☆☆を用いた機能性食品の開発

全3タイプの機能性食品の開発を行うが、そのうち、自社において、飲料タイプの機能性食品を開発する。また、錠剤、粉末タイプについては、@@株式会社に開発を委託する。

【上記(5)の①の具体的な実施方法を記載してください。】

(8) 事業概略図、スキーム図(共同実施者(大学、企業等)がある場合は、必ず記載すること。)



(9) 実施期間

開始予定日	令和7年10月 1日
完了予定日	令和9年 9月30日

(注意事項)

複数年に渡る事業の内容を示す計画等がある場合には、添付すること。

完了予定日は、

【1か年事業の場合】最長で、令和8年9月30日

【2か年事業の場合】最長で、令和9年9月30日までの期間で記載

4 補助要件の確認

- (1) 県内において、販売力・収益力の強化又は経営コストの削減に係るモデル事例として期待できる取組であること（該当する場合、□を塗りつぶす（■）こと。）

■ 県内において、販売力・収益力の強化又は経営コストの削減に係るモデル事例として期待できる取組です。

- (2) 事業成果の公表に同意していること（同意する場合、□を塗りつぶす（■）こと。）

■ 事業成果（補助事業の成果、事業者名、代表者名等）の公表に応じます。

- (3) パートナリシップ構築宣言の趣旨を踏まえた事業計画であること

本補助事業の応募には、パートナーシップ構築宣言の趣旨を踏まえた事業計画の作成が必要となりますので、表中の「構築宣言の趣旨等」を確認し、宣言の趣旨を理解のうえ、□を塗りつぶす（■）こと。

■ 下記パートナーシップ構築宣言の趣旨等を理解しました。

（構築宣言の趣旨等）

- 「パートナーシップ構築宣言」とは、企業規模の大小に関わらず、企業が「発注者」の立場で自社の取引方針を宣言する取組である。
- 企業は代表者の名前で、「サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携」や、「親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行の遵守」に重点的に取り組むことを宣言する。
- 青森県内の登録事業者は、令和7年3月末日現在で「403社」である。
- 宣言企業は、ポータルサイト上に公表される。
- 宣言企業は、名刺への記載など、ロゴマークを使うことができる。
- 宣言企業は、国の一部補助金（ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、事業再構築補助金など）において、加点措置が講じられている。
- 下記、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトの内容を確認した。
<https://www.biz-partnership.jp/>

(4) くるみん認定の趣旨を踏まえた事業計画であること

本補助事業の応募には、くるみん認定の趣旨を踏まえた事業計画の作成が必要です。
表中の「くるみん認定の趣旨等」を確認し、趣旨を理解（□を■に塗りつぶす）のうえ、申請してください。

■ くるみん認定の趣旨等を理解しました。

(くるみん認定の趣旨等)

○くるみん認定とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業が申請することによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣から受けることができる認定である。

※認定基準等の詳細については厚生労働省ホームページ参照。

○一般事業主行動計画とは、次世代育成支援対策推進法に基づき企業が策定することとされている、労働者の仕事と子育てに関する行動計画である。常時雇用する労働者が 101 人以上の企業は、行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ることが義務とされており、100 人以下の企業は努力義務とされている。

○くるみん認定企業は、厚生労働省ホームページ上に公表される。

○くるみん認定企業は、名刺への記載など、ロゴマークを使うことができる。

○くるみん認定企業は、公共調達において、加点措置が講じられる。

○下記、厚生労働省ホームページの掲載内容を確認した。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html

(5) えるぼし認定の趣旨を踏まえた事業計画であること

本補助事業の応募には、えるぼし認定の趣旨を踏まえた事業計画の作成が必要です。
表中の「えるぼし認定の趣旨等」を確認し、趣旨を理解（□を■に塗りつぶす）のうえ、申請してください。

■ えるぼし認定の趣旨等を理解しました。

(えるぼし認定の趣旨等)

○えるぼし認定とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、女性の活躍推進に関する一定の要件を満たした場合に厚生労働大臣から受けることができる認定である。

※認定基準等の詳細については厚生労働省ホームページ参照。

○一般事業主行動計画とは、次世代育成支援対策推進法に基づき企業が策定することとされている、労働者の仕事と子育てに関する行動計画である。常時雇用する労働者が 101 人以上の企業は、行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ることが義務とされており、100 人以下の企業は努力義務とされている。

○えるぼし認定企業は、厚生労働省ホームページ上に公表される。

○えるぼし認定企業は、名刺への記載など、ロゴマークを使うことができる。

○えるぼし認定企業は、公共調達において、加点措置が講じられる。

○下記、厚生労働省ホームページの掲載内容を確認した。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

5 審査における加点対象の確認

交付申請日において、「パートナーシップ構築宣言登録企業」、「くるみん認定企業」及び「プラチナくるみん認定企業」並びに「えるぼし認定企業」及び「プラチナえるぼし認定企業」については、本補助事業の審査において加点措置を講じることとしていますので、該当する項目がある場合、□を■に塗りつぶしてください。

(1) 「パートナーシップ構築宣言登録企業」である

☒ 当社はパートナーシップ構築宣言登録企業です。

※パートナーシップ構築宣言ポータルサイトのハードコピー等、その事実を確認できるものを添付すること。

(2) 「くるみん認定企業」又は「プラチナくるみん認定企業」である

☐ 当社は、くるみん認定企業です。

☐ 当社は、プラチナくるみん認定企業です。

※いずれの場合についても認定通知書のコピーを添付すること。

(3) 「えるぼし認定企業」又は「プラチナえるぼし認定企業」である

☐ 当社は、えるぼし認定企業です。

☐ 当社は、プラチナえるぼし認定企業です。

※いずれの場合についても認定通知書のコピーを添付すること。

6 同一又は類似内容での本制度以外の国、地方自治体、センター等の補助事業や委託事業等への申請の有無(該当する項目に○(有に○を付した場合は、具体的に記載すること。))

有	補助金又は委託費等名称	令和6年度青森県機能性食品開発支援事業
	補助金又は委託費等事業主体 (省庁名、県名等)	青森県
	事業名	県産農林水産物を活用した機能性食品の開発事業
	実施期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
無		

7 事業スケジュール

年月 事業実施内容	R7 年度						R8 年度												R9 年度					
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
専門家への相談																								
栄養成分の研究、 分析																								
機能性食品の開発 試作品の改良																								
マーケティング 広告宣伝																								

(記載方法)

- 事業実施内容欄には、事業実施方法に記載した内容毎に番号をつけ、その内容を記載すること。(例：①〇〇に係る開発、②〇〇の設計、③〇〇に係る検証、④〇〇の課題の解明、⑤〇〇の評価の実施、⑥試作品の製造、⑦試作品の出荷、⑧試作品の改良など)
- 項目毎に、実施する期間を矢印で記載すること。

8 調査研究・開発研究等を委託する場合

(1) 委託の内容	
【外部へ依頼する内容を具体的に記載してください。】	
(2) 委託業者及び代表者名	【記載のポイント】 委託先が複数にわたる場合は、委託先ごとに追加して記載してください。 調査研究・開発業務にかかわらず、業務を外部企業等へ依頼する場合は、記載してください。 【委託先の業者名及び代表者名を記載してください。】
(3) 委託期間	
着手予定日	令和8年 1月20日
完了予定日	令和8年 6月20日
(4) 委託する理由	
【外部へ依頼しなければならない理由を、専門性、効率性の観点から記載してください。】	

(注) 委託事業がない場合は、添付を要しない。

9 中小企業等と農林漁業者の連携体の場合

(1) 連携内容			
(2) 連携者及び代表者名			
(3) 事業期間			
着手予定日	年	月	日
完了予定日	年	月	日
(4) 連携する理由			

(注) 該当しない場合は、添付を要しない。

※「１０ 事業経費」の作成に当たっては次表に記載する様式を用いること

		様式
(１) 販売力・収益力強化コース（新事業開発枠）		A
(２) 販売力・収益力強化コース（販路開拓枠）		B
(３) 経営コスト削減コース		
	① 業務プロセスの改善・効率化を行う事業	C－①
	② 業務の共同化・事業連携を行う事業	C－②
	③ 生産性向上に資する高効率な設備導入を行う事業	C－③

<「10 事業経費」様式A「① 販売力・収益力強化コース（新事業開発枠）」用>

10 (A) 事業経費

※当コースについては、事業期間が2年の場合、事業2年目分を作成すること

(1) 事業経費 総括表

① 事業1年目

(単位：円、消費税及び地方消費税別)

経費区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金額	摘要
ア 謝金	84,000	84,000	56,000	
イ 旅費	42,000	42,000	28,000	
ウ 事業費	999,999	999,999	666,666	
合計	1,125,999	1,125,999	750,666	

② 事業2年目

(単位：円、消費税及び地方消費税別)

経費区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金額	摘要
ア 謝金				
イ 旅費				
ウ 事業費	3,374,000	3,374,000	2,249,333	
合計	3,374,000	3,374,000	2,249,333	

③ 合計（事業1年目＋事業2年目）

(単位：円、消費税及び地方消費税別)

経費区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金額	摘要
ア 謝金	84,000	84,000	56,000	
イ 旅費	42,000	42,000	28,000	
ウ 事業費	4,373,999	4,373,999	2,915,999	
合計	4,499,999	4,499,999	2,999,999	

(2) 補助事業に要する資金の調達方法（事業1年目＋事業2年目の合計額）

補助金は、補助事業終了後の実績確認後に、精算払いたします。

つきましては、補助事業実施期間中の資金調達方法について記載してください。

<補助事業に要する経費の調達一覧>

区分	金額 (円)	資金調達先
①自己資金	1,500,000	
②補助金	2,999,999	
③借入金		
④その他		
⑤合計額	4,499,999	

<「補助金」相当額の手当方法>

区分	金額 (円)	資金調達先
①自己資金	1,999,999	
②借入金	1,000,000	○銀行
③その他		
④合計額		

<「10 事業経費」様式A「① 販売力・収益力強化コース（新事業開発枠）」用>

(3) 事業経費 積算内訳

① 事業1年目

(単位：円、消費税及び地方消費税別)

経費 区分	内容	補助事業に 要する経費	補助対象経 費	うち補助額	積算内訳
ア 謝金	(ア) 講師又は外部専門家 に対する謝金	84,000	84,000	56,000	専門家謝金 @10,500×8回
	小計	84,000	84,000	56,000	
イ 旅費	(ア) 講師又は外部専門家 に対する旅費	42,000	42,000	28,000	専門家旅費 @5,250×8回
	(イ) 職員旅費				
	小計	42,000	42,000	28,000	
ウ 事業費	(ア) 原材料費				
	(イ) 機械装置・工具器具 備品費				
	(ウ) 外注加工費				
	(エ) 研究開発費				
	(オ) 委託費				
	(カ) 知的財産取得経費				
	(キ) 技術指導受入費				
	(ク) システム構築費				
	(ケ) クラウド利用料				
	(コ) 会議費				
	(サ) 会場借				
	(シ) 会場整				
	(ス) 印刷製				
	(セ) 資料購入費				
	(ソ) 通信運搬費				
	(タ) 集計・分析費				
	(チ) 調査費				
	(ツ) 広告宣伝費				
	(テ) 翻訳料				
	(ト) 原稿料				
	(ナ) 受講料				
	(ニ) 消耗品費				
	(ヌ) 機器借上料				
	(ネ) 借損料	999,999	999,999	666,666	分析用機器@999,999
	小計	999,999	999,999	666,666	
合計		1,125,999	1,125,999	750,666	

(注) 必要に応じて欄を追加して記入すること。

<「10 事業経費」様式A「① 販売力・収益力強化コース（新事業開発枠）」用>

② 事業2年目

(単位：円、消費税及び地方消費税別)

経費 区分	内容	補助事業に 要する経費	補助対象経 費	うち補助額	積算内訳
ア	謝金				
	(ア) 講師又は外部専門家 に対する謝金				
	小計				
イ	旅費				
	(ア) 講師又は外部専門家 に対する旅費				
	(イ) 職員旅費				
	小計				
ウ	事業費				
	(ア) 原材料費	900,000	900,000	600,000	試作品開発用
	(イ) 機械装置・工具器具 備品費				
	(ウ) 外注加工費				
	(エ) 研究開発費				
	(オ) 委託費	2,000,000	2,000,000	1,333,333	共同研究@2,000,000
	(カ) 知的財産取得経費				
	(キ) 技術指導受入費				
	(ク) システム構築費				
	(ケ) クラウド利用料				
	(コ) 会議費				
	(サ) 会場借上料				
	(シ) 会場整備費				
	(ス) 印刷製本費	474,000	474,000	316,000	開発商品パンフレット印刷 (内訳別紙参照)
	(セ) 資料購入費				
	(ソ) 通信運搬費				
	(タ) 集計・分析費				
	(チ) 調査費				
	(ツ) 広告宣伝費				
	(テ) 翻訳料				
	(ト) 原稿料				
	(ナ) 受講料				
	(ニ) 消耗品費				
	(ヌ) 機器借上料				
	(ネ) 借損料				
	小計	3,374,000	3,374,000	2,249,333	
	合計	3,374,000	3,374,000	2,249,333	

(注) 必要に応じて欄を追加して記入すること。

<「10 事業経費」様式A「① 販売力・収益力強化コース（新事業開発枠）」用>

③ 合計（事業1年目＋事業2年目）

（単位：円、消費税及び地方消費税別）

経費 区分	内容	補助事業に 要する経費	補助対象経 費	うち補助額	積算内訳
ア	謝金				
	(ア) 講師又は外部専門家 に対する謝金	84,000	84,000	56,000	
	小計	84,000	84,000	56,000	
イ	旅費				
	(ア) 講師又は外部専門家 に対する旅費	42,000	42,000	28,000	
	(イ) 職員旅費				
	小計	42,000	42,000	28,000	
ウ	事業費				
	(ア) 原材料費	900,000	900,000	600,000	
	(イ) 機械装置・工具器具 備品費				
	(ウ) 外注加工費				
	(エ) 研究開発費				
	(オ) 委託費	2,000,000	2,000,000	1,333,333	
	(カ) 知的財産取得経費				
	(キ) 技術指導受入費				
	(ク) システム構築費				
	(ケ) クラウド利用料				
	(コ) 会議費				
	(サ) 会場借上料				
	(シ) 会場整備費				
	(ス) 印刷製本費	474,000	474,000	316,000	
	(セ) 資料購入費				
	(ソ) 通信運搬費				
	(タ) 集計・分析費				
	(チ) 調査費				
	(ツ) 広告宣伝費				
	(テ) 翻訳料				
	(ト) 原稿料				
	(ナ) 受講料				
	(ニ) 消耗品費				
	(ヌ) 機器借上料				
	(ネ) 借損料	999,999	999,999	666,666	
	小計	4,373,999	4,373,999	2,915,999	
	合計	4,499,999	4,499,999	2,999,999	

（注）必要に応じて欄を追加して記入すること。

暴力団排除に関する誓約事項

補助金の申込をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

令和 7年 6月 2日

（申込者）

住所 青森市新町二丁目4番1号

名称 21あおもり株式会社

代表者職氏名 代表取締役 ○○ ○○ 印